

事 務 連 絡
平成 28 年 9 月 15 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

出生後早期のＢ型肝炎ワクチン接種の取扱いについて

予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 241 号)において、本年 10 月 1 日よりＢ型肝炎をＡ類疾病に追加し、対象者は１歳に至るまでの間にある者（ただし、平成 28 年 4 月 1 日以後に生まれた者に限る）とし、「「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について」(平成 28 年 6 月 22 日付け健発 0622 第 5 号厚生労働省健康局長)において、標準的な接種期間を生後 2 月に至った時から生後 9 月に至るまでとしています。

一方、家族内感染等の感染リスクが高い者等に対する予防接種については、医学的な観点から、出生後早期に行われることが想定されます。

そのため、平成 28 年 10 月以降、医学的に必要と判断され出生後早期にＢ型肝炎ワクチンの接種を実施された場合、政令の対象年齢の範囲内であることから、定期接種として取り扱うよう特段の配慮をお願いしたいので、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む）及び関係機関等へ周知をお願いいたします。

なお、母子感染予防のためにＨＢｓ抗原陽性の者の胎内又は産道においてＢ型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗ＨＢｓ人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象者とはしていません。